

環境学習用映像ソフト貸出要領

1 目的

環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・学習機会の教材として、市内小・中学生、高校生、地域住民、事業所等を対象とした環境学習用映像ソフト（以下、「DVDソフト」という。）の貸し出し及び使用について必要な事項を定める。

2 貸出機関

DVDソフトの貸し出しは、生活福祉部市民環境課環境衛生係（以下、「貸出機関」という。）において行う。

3 対象

貸し出しの対象は、市内に所在する小・中学校、高等学校、地域団体、事業所もしくは市内居住または市内に勤務・通学する個人で、環境教育・学習を行う者とする。ただし、政治、宗教、営利目的に使用してはならない。

4 貸出物品

以下の表のとおりとする。

No.	タイトル・時間	内容	対象者
1	MOTTAINAI もったいない（アニメーション・22分）	廃棄物・リサイクル	小学生（4～6年） 一般
2	家庭生活と環境シリーズ（実写・36分） ・買い物からはじめよう環境とのかかわり（12分） ・大切に使おう水・ガス・電気（13分） ・江戸時代に学ぶ3R（11分）	エコライフ・省エネ・ 3R	中・高校生 一般
3	なぜ防げないの！地球温暖化（実写・約20分）	地球温暖化	小学校（5、6年） 中・高校生 一般
4	地球温暖化対策 実現のカギは・・・（約21分）	地球温暖化	中・高校生 一般
5	木づかいで地球を救え！（25分）	資源循環・リサイクル	小学生（5、6年） 中・高校生 一般

5 貸出期間

原則2週間以内とする。

6 貸出方法

- (1) 貸し出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、環境学習用映像ソフト貸出申込書（別紙様式1）を貸出機関に提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、(1)による申請が適当と認められるときは、貸出希望者に対してDVDソフトを貸し出すものとする。
- (3) 一度に貸し出しできるDVDソフトは、4の一覧表にある作品中2枚までとする。
- (4) 貸し出しを受ける者（以下「使用者」という。）は、貸出機関からDVDソフトを受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。

7 使用料等

貸出料金は無料とする。ただし、DVDソフトの受取及び返却に係る経費等が発生した場合は使用者の負担とする。

8 使用方法

- (1) 使用者は、DVDソフトの使用趣旨に則して利用するものとする。
- (2) 使用者は、第三者に転貸しないものとする。
- (3) 使用者は、DVDソフトの使用等について、次の注意事項により取り扱うものとする。
 - ① DVDソフトは、複写してはならないこと。
 - ② DVDソフトを滅失または破損した場合は、直ちに貸出機関へ連絡すること。

9 その他

- (1) 使用者は、返却時に、環境学習ソフト利用アンケート（別紙様式2）を提出するものとする。
- (2) DVDソフトを使用するに当たり、事故等があったときは、すべて使用者の責任とし、貸出機関は一切の責を負わないものとする。
- (3) 使用者が、DVDソフトを滅失または破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。

附則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。